

いじめ・自殺問題に関する取組について

(中間まとめ)

平成19年1月19日
子どもを守り育てる体制づくり推進本部

I. はじめに

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が、相次いでいる。

本推進本部は、子どもの健やかな成長が危機にさらされているとの認識の下、子どもを守り育てるための体制づくりに向け、総合的な検討を行うことを目的として文部科学省内に組織されたものであり、平成18年10月の設置以降、いじめ・自殺事件に係る現地調査の報告等も聴取しながら、喫緊の課題であるいじめ・自殺の問題について審議を行ってきた。

いじめ・自殺については、過去にも同様の痛ましい事件が起こり、大きな社会問題となってきた経緯があり、文部科学省（文部省）では、昭和60年以降の累次の通知等を通じ、この問題について、各学校・教育委員会等への指導を行うとともに、各般の施策を推進してきた。また、平成8年7月には、文部省に置かれた「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」が「いじめ問題に関する総合的な取組について」の報告を行い、関係各者においては、これらを踏まえつつ、いじめの防止等に向けた特段の努力が払われてきたところである。

しかしながら、深刻ないじめが伝えられ、いじめを理由とする自殺が相次ぐ事態からも明らかとなり、学校現場においては、いまだ極めて憂慮すべき状況が続いており、その状況に鑑みれば、文部科学省におけるこれまでの取組についても、なお不十分な点があったものと言わざるを得ない。このような中、本推進本部は、いま一度の問題分析を行い、早急に対応策を講じる必要があると考えた。

いじめは、単に子どもたちだけの問題でなく、社会全体の風潮や大人社会のゆがみを反映した根の深い問題である。また、近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われる。さらに、その背後には、子どもたち同士の複雑な人間関係やこころの問題も存在しており、これらを正確に見極めた上で対応しなければならない点に、この問題の特質がある。

本推進本部では、こうした認識の下、最近における一連のいじめ・自殺事件等から浮かび上がった課題に関し、現時点での総括を行うとともに、有識者会議から示された喫緊の提案等も踏まえ、文部科学省が今後推進すべき取組をとりまとめた。

文部科学省としては、今後、ここに取りまとめた方針に基づき、いじめ・自殺の問題に対し全力を挙げて取り組むこととするので、各学校、教育委員会その他の関係機関等においても、これを参考に、より一層のきめ細かな対応を推進されるよう期待したい。

Ⅱ. 一連の事件等の概要

最近におけるいじめ・自殺に関する一連の報道は、国民の大きな関心を集めるとともに、深い憂慮を与えている。

特に、北海道滝川市における事件及び福岡県筑前町における事件については、自殺の原因がいじめであったことともに、特に、学校・教育委員会の対応の問題点が大きく伝えられたところであり、文部科学省においても副大臣、大臣政務官、職員が現地へ赴き、道県教育委員会、市町教育委員会、学校及び遺族からの聞き取り等による実態把握を行った。また、これ以外にも児童生徒の自殺事件が数多く報道され、その中には、いじめを原因とし、又はその可能性があるとされているものも少なくない。さらに、いじめ・自殺をめぐるのは、メール・ネット等によるいじめ、いじめによる自殺の予告など、新たな状況が生じている。

文部科学省における今後の取組について検討を進めるに際し、これら事件の実情や最近の状況等に関する検証が求められるところであるが、一連の事件等の経緯は以下のとおりである。

1 いじめを原因とする自殺事件

(1) 北海道滝川市小6女子児童の自殺事件

① 事件の状況

- 平成17年9月9日、午前7時45分頃、北海道滝川市の市立江部乙小学校において、6年の女子児童(12歳)が、自分のクラスの教室で、7通の遺書を残して、OHPのスクリーンに自転車の荷台用のゴムひもを掛け首を吊っているところを発見された。

その後、意識不明の状態が続いたが、平成18年1月6日、多臓器不全で死亡した。

② 自殺の原因

ア 遺書の内容

- 残された7通の遺書には、家族宛、友人宛のもののほか、「6年生のみなさんへ」、「学校のみんなへ」と題した遺書が含まれていた。

このうち「6年生のみなさんへ」の中では、「みんなは私のことがきらいでしたか？きもちわるかったですか？私は、みんなに冷たくされているような気がしました。それは、とても悲しくて苦しくて、たえられませんでした。」「あなたたちは表ではわたしが死んで悲しいといっている、裏ではよろこんでいるのかもしれない。」「もしも笑って、とてもよろこんでいるのなら、私はその人を呪い殺しに行くでしょう。」などの記述が、また、「学校のみんなへ」の中では、「5年生になって人から『キモイ』と言われてとてもつらくなりました。」「6年生になって私がチクリだったのか差べつされるようになりました。それがだんだんエスカレートしました。一時はおさまったのですが、周りの人が私をさけているような冷たいような気がしました。」などの記述があった。

イ 原因の解明

- 事件の後、滝川市教育委員会及び学校では、児童や教職員への聞き取り等により原因の究明を行うこととした。しかしながら、調査の方針が明確でない一方、聞き取り等により把握した内容と遺書の内容との整合性や、いじめ・悩みに関する具体的な事実関係等に固執し過ぎて迅速な解明がなされず、「自殺の原因は特定できない」、「直接的な原因と判断する事実は得られていない」としたまま引き続き調査を行うこととして、事実関係は隠蔽されたまま、1年以上が経過した。

- この間において、学校・市教育委員会では遺書の一部の内容を把握しながら、市教育委員会が、教育委員会会議や市議会への報告に際し、把握していた内容と異なる報告を行う（平成17年11月）など、正確な情報開示がなされていなかった。

また、北海道教育委員会では、市教育委員会を通じて当該遺書の現物のコピー等を入手した後に、本庁内でそのコピーの所在が不明となっていた。

- 市教育委員会が、遺書の内容を踏まえ、自殺の原因をいじめであると認定したのは、新聞報道により遺書が公開された後の平成18年10月になってからのことであった。なお、市教育委員会では、その後、さらに遺書に対応する事実関係等についての調査を行い、平成18年12月5日に「調査報告書」を公表している。

ウ 当該児童が受けたいじめの内容等

a) 市教育委員会が調査により把握した内容

- 滝川市教育委員会の調査によれば、当該女子児童が自殺に至る前に、次のような出来事があったとされている。その上で、同市教委としては、仲間はずし、言葉によるいじめと考えられるこれらの出来事が、遺書の中のいじめと考えられる記述と密接に関係しており、児童の間で行われた「仲間はずし」の積み重ねが、当該女子児童には耐えがたいものであったと最終的に判断している。

【いじめがあったと考えられる出来事（市教委調査による把握）】

- ・ 一学期の席替えて、男子児童と当該女子児童が再び隣の席となった。その際、児童の誰かが「かわいそうだ」と言い、多数の児童が同調した。
- ・ 児童の中の男子から「うざい」と言われた。
- ・ グループ内のトラブルにより、友達から避けられていた。
- ・ 修学旅行の部屋割りの際、当該女子児童だけが、どの部屋に入るかなかなか決まらなかった。

- また、これらの出来事に対し、当該女子児童の担任教諭は、その時々での指導で解決したと考えるなど断片的に捉えるのみで、継続的・総合的な指導が行われなかったこと、家庭への連絡がなされず、保護者との連携による早期解決が図れなかったこと、校長や教頭は、実際の教育活動について担任に任せていた面が多く、管理職としての把握や改善・充実に向けた取組が不十分であったこと等が、市教委の調査により指摘されている。

b) 遺族が聞き取りにより把握した内容

- 当該女子児童の遺族も、同級生の児童や保護者、担任教諭への聞き取りを行い、いじめの状況についての把握を行っている。遺族の聞き取りでは、市教育委員会が確認したもの以外にも、「気持ち悪い（キモい）」等の言葉や仲間はずしなどによる当該女子児童へのいじめに、多数の児童が加わっていた状況が聞かれている。

(2) 福岡県筑前町中2男子生徒の自殺事件

① 事件の状況

- 平成18年10月11日、福岡県筑前町の町立三輪中学校2年の男子生徒(13歳)が、自宅の納屋でビニールひもで首を吊り、自殺したところを発見された。「いじめられてもう生きていけない」等の内容を記したメモが、本人の上着のポケット、納屋の床、学校の美術室等にそれぞれ残されていた。

② 自殺に至る経緯

- 筑前町教育委員会では、事件の発生を受け、平成18年11月7日に真相究明を目的とした第三者による調査委員会（筑前町立三輪中学校自殺事案調査委員会）を発足させた。調査委員会では、当該男子生徒が自殺に至った経緯等についての調査・分析を行い、12月28日にその最終報告書を公表している。

ア 当該生徒が受けたいじめの内容

- 筑前町の調査委員会の報告では、当該男子生徒が自殺にまで至った精神的苦痛の最も大きな原因の1つは、長期にわたる「からかい」や「冷やかし」等の蓄積によるものと推測し、それは「いじめ」に相当するものであったと判断している。
- 調査委員会が行った生徒・教職員へのアンケート調査及び関係教員・遺族への聞き取り調査並びに学校が行った調査によれば、当該男子生徒は、中学校入学当初から自殺に至るまでの間、所属したクラス（場合によっては学年）においていわゆる「からかい」や「冷やかし」等の対象となっており、「死ぬ」、「むかつく」、「うざい」、「きもい」、「ウソつき」など揶揄に相当する言葉が投げかけられるほか、複数の不名誉なあだ名を付けられていた。
- 調査委員会では、自殺という事実や「いじめが原因である」とする遺書の存在等からすれば、当該男子生徒がこうした「からかい」や「冷やかし」により相当な負担感・精神的な苦痛を受けていたことが、十分推測されるとしている。
一方、当該男子生徒は、「からかい」や「冷やかし」等に対し笑って受け流すなどしていたことから、周囲の生徒の受け止めとしては、当該男子生徒がこれを苦にしているとは思っていなかった状況があった。また、当該男子生徒は「死ぬ」という発言を何度も繰り返していたが、これを聞いた多くの生徒は冗談としてしか捉えていなかった。
- このような状況の中で、自殺当日には、その日も「死ぬ」と言っていた当該男子生徒に対し、校内のトイレにたまたま居合わせた他の複数の生徒が、軽い気持ちでその真偽を問い詰めたほか、そのうちにふざけあうような状況になり、何人かの生徒が当該男子生徒を押さえつけて、ズボンのホックを取ったり、学生服のボタンを外したりし、当該男子生徒が笑いながら「もうやめろ」ともがいたので、押さえつけていた生徒は手を離れたという出来事が起こっている。調査委員会では、これらのやりとりは表面的にはふざけあいのようにも見えるが、当該男子生徒にとっては、長期にわたる「からかい」や「冷やかし」と同様、相当な精神的苦痛となったと推測されるとしている。

イ 1年時の担任教諭による発言と他の生徒による「からかい」、「冷やかし」との関係

- 当該男子生徒の1年時の担任教諭には、いくつかの不適切な発言があったことが確認されている。

調査委員会による当該教諭本人及び遺族からの聞き取り、並びに学校による調査からは、同教諭は、当該男子生徒が早退した際の行動に関し保護者（遺族）から相談を受けたことを受けて、本人への指導を行った際、周りに他の生徒が5、6名いたにもかかわらず、「お前、何か変なサイト見ているんじゃないの」という言い方でたしなめようとしたことが報告されている。また、学校による調査では、「ある生徒が隣の生徒が落としたものを拾ってあげた際に『偽善者やね。』といい、引き続いて当該男子生徒が同じことをした際には、『偽善者に（も）なれない偽善者やね。』といていた」とする証言がなされている。

調査委員会では、同教諭が、当該男子生徒を恒常的に「からかい」の標的として「いじめ」を煽ったという証拠は見あたらず、また、自殺の半年前から1年程度前に行われたこ

これらの発言が、自殺の直接的な要因と考えることには無理があるものの、こうした不適切な発言が、その時々「からかい」や「冷やかし」につながる一つの要因となったことは否定できないとしている。

ウ 学校の対応

- 当該学校では、1年時の学級担任、2年時の学級担任、校長、教頭その他の教職員のいずれもが、自殺事件の発生に至るまで、「からかい」や「冷やかし」等によるいじめの実態そのものを把握しておらず、具体的な指導はなされていなかった。

(3) その他のいじめ・自殺事件

- 上記2つの事件以外にも、いじめが原因である又はその可能性があるとしてされている最近の自殺事件として、以下のような例がある。
 - * 市立中学校1年男子生徒が、自宅近くの電柱に首を吊っているところを発見された。「クラスで貧乏、泥棒などと言われることが3年も続き、苦しい」といった趣旨のメモが自室に残されていた。

当該男子生徒については、小学校4・5年頃から、言葉によるいじめを受けていた経緯があったことから、小学校から中学校に対して申し送りがなされており、中学校としても、当該男子生徒への支援を行うこととしていたところであった。
 - * 市立中学校2年女子生徒が、自宅の部屋で首を吊っているところを発見された。部屋のゴミ箱の中には、「部活のみなさん」に対し、「本当に迷惑ばかりかけてしまったね、これでお荷物が減るからね」などと書かれたメモが残っていた。自殺の前には、当該女子生徒の母親から担任教諭に対し、部活動のことで悩みがあるようで、帰宅後、部屋で泣いていることもあるとの相談がなされていた。

市教育委員会・学校では、「うざい」等の言葉が繰り返し発せられたなど部活動でのいじめが、自殺の大きな要因になったものと考えている。
 - * 市立中学校3年男子生徒が、自宅敷地に隣接する祖父宅の納屋で首を吊っているところを発見された。当該男子生徒については、別のクラスの生徒に「500円返せ」と要求されていたこと、2年時には1,500円を取られていたこと等が確認されている。

市教育委員会・学校では、これらの金銭要求の事実と自殺との因果関係についてはいまだ不明であるとしており、引き続き調査を行っている。
 - * 村立中学校2年男子生徒が、自宅敷地内の作業場で首を吊っているところを発見された。

自殺との因果関係についてはなお調査中であるが、当該校の生徒の間では、当時、ふざけて他の生徒のズボンを下げる行為が流行っており、自殺当日には、昼の掃除の時間に、当該生徒が体操服のズボンを下ろされていること、その後、涙を流し、落ち込んだ様子が見られたこと、下校時に「死にたい」といっていたことなどが、これまでの学校による調査で確認されている。

村教育委員会では、事故調査委員会を設置して引き続き調査を進めている。
 - * 県立高等学校で、2年の女子生徒(16歳)が授業時間中に、渡り廊下の屋根の上から飛び降り、自殺した。学校では、事件の数日前に行った無記名アンケート調査等からもいじめの事実は把握されていなかったが、母親に対しては、同時期に当該女子生徒から「いじめられている」との訴えがなされていた。

事件後、学校では、当該女子生徒に対するいじめ等について、他の生徒からの聞き取り調査等を進めている。

2 メール・ネット等を利用したいじめ

メールやインターネット等の新しいメディアの進展に伴い、従来にはなかったタイプのいじめ問題が生じるようになってきている。

これらの媒体を利用することにより、例えば、相手を傷つけるメールを集中的に送りつける、特定の相手を誹謗中傷するメールを仲間内でまわす、ネット上の掲示板に誹謗中傷の書き込みを行う等の個人攻撃が可能となっている。こうした形によるいじめについては、相手への攻撃がエスカレートしやすい、被害が瞬時に広範な範囲に広がりやすい等の問題も指摘されている。

また、最近においては、いじめの加害生徒がいじめの状況を携帯電話機のカメラで撮影し、これをネット上で公開していたケースが報道されており、社会的にも大きな注目を集めたところである。

3 いじめ自殺を予告する書簡

いじめの問題が、大きな社会問題となる中、平成18年11月6日には、文部科学大臣宛ての「いじめが原因の自殺証明書」とする文書と、教育委員会、校長、担任、クラスメート、クラスメートの保護者、両親宛への手紙が同封された郵便が、文部科学省に届いた。

同書簡には、一部判読可能な消印を除き、差出人を特定できる情報は記されていなかったが、「11月8日までに、いじめを受けている状況が変わらなければ、11月11日に学校で自殺する」、「生きていくのがつらい」、「教育委員会や学校、先生は何もしてくれなかった」等の趣旨の内容が綴られていた。

この書簡を受け、文部科学省では、様々な可能性を想定した上で、直ちに次の措置を講じた。

- ・ 消印中の判読可能な部分を手がかりとして、まずは、当該郵便が投函された可能性の考えられる地域の市区町村教育委員会・学校に対し、本件にかかわるようないじめに関する相談を受けている状況がないかの確認等を依頼した（次いで、全国の教育委員会等・学校に対し、同旨依頼）。
- ・ 緊急記者会見を開いて、書簡の内容を公表し、その内容が真実であるなら、差出人である児童生徒には、たった一つしかない命を大切にしてほしいとのメッセージを、報道各社からも伝えてもらえるよう依頼した。

この書簡の公表後、文部科学省には、自殺を予告する同様の書簡が連日のように届くようになってきている。平成19年1月18日までに届いた書簡は、計59通であり、うち、差出人がすでに特定され、又は特定されつつあるものは、17通となっている。

Ⅲ. これまでの対応

上に見たようないじめ・自殺の事件等の続発を受け、これまでに、文部科学省、その他の省庁、民間の機関等において、次のような対応が図られてきている。

1. 文部科学省における対応

(1) 緊急連絡会議の開催及び通知の発出

①緊急連絡会議の開催

- 文部科学省では、北海道滝川市及び福岡県筑前町における児童生徒の自殺事件を受け、平成18年10月19日に、都道府県・指定都市の生徒指導担当課長の参集を求めて緊急連絡会議を開催した。会議では、文部科学省職員による両事件の現地調査に関する報告や、各県・市における取組事例の紹介・協議が行われたほか、文部科学省から各教育委員会に対し、この問題への対応に万全を期すよう要請がなされた。

②いじめ問題への取組の徹底についての通知の発出

- 緊急連絡会議の開催に併せ、同日には、初等中等教育局長より「いじめの問題への取組の徹底について」通知を発出した。

この通知では、いじめ問題に対する各学校及び教育委員会の取組に関し、「チェックポイント」のリストを示し、これらを参考にいま一度の総点検を行うとともに、更なる取組の徹底を図るよう求めており、取組に当たっての様々な留意事項とともに、特に、以下の点について強く指導している。

- ・ いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識の下、すべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること
- ・ いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくこと

(2) 「文部科学大臣からのお願い」

緊急連絡会議の開催及び通知の発出の後も、いじめによる自殺事件が新たに生じたほか、文部科学省には、いじめを原因に自殺するとして予告の手紙が連日届く状況となっていた。

このような中であって、伊吹文明文部科学大臣は、平成18年11月17日に「文部科学大臣からのお願い」を発表し、子どもたち及び大人社会一般に向けていじめの防止等に関する訴えを行った。

文部科学省からは、この「お願い」がすべての児童生徒及び保護者に行き渡るよう、各教育委員会等に周知を依頼した。

(3) 子どもを守り育てる体制づくりに関する検討

いじめ問題に見られるように、子どもの健やかな成長が危機にさらされているとの認識の下、平成18年10月24日には、池坊保子副大臣を本部長とし、副大臣、大臣政務官及び関係局長等を構成員とする「子どもを守り育てる体制づくり推進本部」が文部科学省内に設置された。また、これらの課題の検討については、各方面の専門家や現場の声を聞きながら進めていく必要があることから、推進本部による検討体制に加え、11月7日には、「子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議」が設置されている。

① 有識者会議における検討

- 子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議では、会議の設置以降、関係者からのヒアリングや学校視察などを行いつつ精力的な審議を進めており、平成18年12月4日には、多くの大人が子どもを見守っていく体制整備を図る観点から意見を集約し、「いじめ問題などに対する喫緊の提案」を公表している。[IV.1 (3) 参照]

同会議は、今後さらに、子どもを守り育てる体制の整備に向けた課題を整理し、国や教育委員会、学校・家庭・地域社会など、広く関係各界に向けた提言を取りまとめていくこととしている。

② 推進本部における検討

- 推進本部では、子どもを守り育てるための体制づくりに向け、学校、家庭、地域、教育委員会、国のそれぞれが適切な対策を講じることができるシステムの在り方や、そのための施策について、総合的に検討を進めることとしている。

特に、喫緊の課題であるいじめ問題への対応については、文部科学省として重点的に推進すべき取組の検討を進めてきた結果、今般、その取りまとめに至ったものである。

2. その他の機関における対応

(1) 各種機関における相談活動等

児童生徒のいじめ・自殺の問題が深刻さを増す中であって、文部科学省や教育委員会等以外にも、様々な機関がそれぞれの対応を進めている。

民間の相談機関による電話相談等の活動が活発に行われているほか、法務局・地方法務局における人権相談や警察における少年相談、児童福祉施設における児童相談等の対応も実施されており、政府においては、新聞・雑誌、テレビ等の媒体を通じ、これら相談窓口の周知を図るとともに、いじめ防止等呼びかける広報活動を展開している。

(2) 教育再生会議における検討

教育の基本にさかのぼった改革の推進を目的として内閣に設置された「教育再生会議」においては、現下の状況を踏まえ、いじめ問題に関する審議を集中的に行ってきた。同会議では、いじめに関する検討を始めるに当たり、平成18年10月25日に「いじめ緊急アピール」を発表し、関係各者への訴えを行うとともに、平成18年11月27日には、「いじめ問題への緊急提言」を取りまとめた。緊急提言では、いじめ問題に「社会総がかり」で早急に取り組む必要があるとの認識の下に、学校、教員、教育委員会や家庭・地域に向けた提言を行っており、「いじめ問題については、一過性の対応で終わらせず、教育再生会議としてもさらに真剣に取り組むとともに、政府が一丸となって取り組む」としている。

IV. 課 題

文部科学省その他の機関におけるいじめ・自殺問題への対応のうち、最近の事件等を受けて講じられているものは以上のとおりである。政府におけるこれらの対応においては、いじめ・自殺問題への取組を社会全体で進めていくため、まずは、それぞれの関係者に向けたメッセージを送ること、又は具体の対応策を検討することなどが中心となっている。今後は、さらに関係各者の取組を支援・促進するための効果的な取組を、実際に展開していくことが求められている。

新たな施策を総合的に展開していくに当たり、いじめの発生やその深刻化を招くプロセスの分析等を踏まえつつ、解決すべき課題等について検討・整理する必要がある。最近の事件等を踏まえた緊急に対応を図るべき課題、さらにいじめを生む原因・背景にかかわるより根本的な課題について整理を行えば、以下のとおりである。

1 緊急に対応すべき課題

最近における一連のいじめ・自殺事件等から、以下のように、いくつかのより具体的な問題点が見いだされることとなった。また、これらの問題点等の認識の下に、有識者会議等からも取り組むべき課題についての提言がなされている。

いじめから自殺に至る最悪の事態を繰り返さないためにも、これらの課題に対しては、早急に対応を図っていく必要がある。

(1) 一連の事件から提示される課題

いじめ・自殺の問題については、文部科学省（文部省）においても、これまでに累次の指導を行ってきたところであり、各学校・教職員における適切な対応や、保護者・地域関係者の協力、児童生徒自身の解決努力により、事態の深刻化を避けることができたケースも少なくない。

しかしながら、一般に、いじめは外からは見えにくいものであり、また、その解決には、粘り強い指導と多くの関係者の協力が必要となるものである。学校等において、多くのいじめが解決に向かう一方で、十分な手だてが打たれないままになっているケースも、少なからず存在すると考えられる。

特に、自殺という最悪の事態にまで至った最近のケースにおいては、個々のケースごとにも異なるが、例えば、次のような問題点があったことを指摘できる。

【いじめられる子の状況】

- ・ いじめられている子どもが、周囲の大人に打ち明けられずに、又は、打ち明けても十分な対応がなされずに、一人で悩み・苦しんでいた状況があったと考えられる

【いじめる子の状況】

- ・ いじめている子どもが、いじめている時点で、その行為の重大さ、いじめられる側が感じている深刻さに気付いていない

【教職員の状況】

- ・ 教職員の間、いじめ問題への認識が十分浸透しておらず、日常的な指導や、いじめの把握、いじめ発生時の対応等に適切さを欠くケース等も生じている

【学校の状況】

- ・ いじめの問題への対応が、学級担任等の個々の教員のみ委ねられ、学校全体としての組織的な対応がなされていなかった
- ・ 家庭に対し必要な情報提供がなされず、保護者等との連携による適切な対応ができなかった

【教育委員会の状況】

- ・ 教育委員会が学校の実情を把握し、学校への支援を行う体制が機能しなかった

【学校・教育委員会の状況】

- ・ 自殺という最悪の事態に至った後に迅速な事実解明がなされず、保護者、関係者等に対しても、適切な説明がなされなかったケースがある

(2) 文部科学省の調査に係る問題点

一連の事件等と関連して、文部科学省が従来行ってきたいじめ・自殺に関する調査についても、問題点が明らかになった。

①いじめの発生件数等の調査における問題

- いじめの発生件数の調査については、文部科学省が示した定義に基づき、各学校が把握した件数を教育委員会において集計し、これを文部科学省へ報告して、文部科学省において取りまとめている。

この調査では、実際にいじめがあったとしても、学校が把握していないものは、発生件数として集計されないこととなり、その集計結果（1校当たりのいじめの発生件数は0.6件〔平成17年度〕）は一般の人々の実感にそぐわず、実態を反映していないのではないかと指摘がなされている。

- 現在の「いじめ」の定義については、単なる「いたづら」や「けんか」と区別するため、特に、加害者と被害者の間にある力の不均衡や、行為の継続性、被害者が受けている苦痛の深刻さといった要素に着目して定義しており、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」を「いじめ」とみなし、その「起こった場所は学校の内外を問わない」としている。また、調査に当たっては、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う」ものとしている。

- しかしながら、この定義を実際に当てはめていく際には、「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断することを前提としてはいるものの、例えば、『『一方的に』ではなく、互いにふざけあっているように見えた』、「問題となる行為はあったが、指導したところ解決したので、『継続的に』には当たらないと思った』、『深刻な苦痛を感じている』ようには見えなかった」など、見方と解釈により、本来問題とされるべき行為までもが、「いじめ」に当たらないとされ捕捉されずにいることも考えられる。

また、こうした解釈の余地が、いじめの発生件数を操作することも可能とし、事実隠しに使われているのではないかと批判も上がっている。

- なお、文部科学省の調査によるいじめの発生件数は、平成7年度以降、ほぼ一貫して減少しているのに対し、警察が取り扱ったいじめに起因する事件の件数（警察庁調べ）は、平成14年以降、毎年増加しており、また、法務省の人権擁護機関が取り扱った学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数（法務省調べ）も、平成11年以降、毎年増加している。

②自殺の発生件数等の調査における問題

- 現行における児童生徒の自殺者数等の調査においては、児童生徒の死亡事案のうち、自殺であることを学校において把握したものの数を集計している。児童生徒の死亡原因を学校が把握

するには、基本的に保護者等からの情報提供のみに頼ることとなるが、実際においては、遺族の感情等に配慮する必要もあり、死亡原因について詳しく話を聞けないことも少なくない。

こうした事情もあり、文部科学省の調査による児童生徒(小・中・高校生；公立のみ)の自殺件数は、警察の調べにより確認されている小・中・高校生の自殺件数より少なくなっており、両者の間には、毎年2倍以上の開きがある。

- また、自殺の理由に関する調査は、自殺の主たる理由と考えられるものを1つのみ選んで回答させることにしているが、平成13年度以降、いじめが自殺の(主たる)理由であるとしたものはゼロ件となっており、実態を捉えていないのではないかと指摘を受けている。

(3) 有識者会議から示された課題・提案

前述のとおり、子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議においても、これまでの検討を通じ、いじめ問題を捉える上でのいくつかの視点が示され、これに対応するための喫緊の提案がなされている。

(有識者会議が示した喫緊の提案)

- ・ 子どもが様々な大人に相談できる場面をつくりましょう
→ 学校内外における子どもに対する相談体制の充実
- ・ 学校の中に新たな子どもの居場所をつくりましょう
→ 学校の中で、子どもが教員以外の様々な大人と接する機会の拡充
- ・ 万が一の場合の初期対応では、専門家が学校をサポートするようにしましょう
→ 緊急時に、精神科医や警察、児童相談所など外部の専門家チームが学校を支援する仕組みの構築
- ・ 実態を把握・分析するとともに、良い取組を共有しましょう
→ 実態把握・分析と良い取組をまとめた事例集の周知

(4) 教育再生会議から示された課題・提言

教育再生会議の「いじめ問題への緊急提言」では、学校、教員、教育委員会、家庭・地域においてとるべき対応策について、各般の提言を行っている。

(教育再生会議による提言の内容 [要約])

- ・ 学校は、いじめは絶対に許されず、見て見ぬふりする者も加害者であることを、徹底して指導する。
- ・ 学校は、問題を起こす子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応を取る。
- ・ 教員は、いじめられている子どもには、守ってくれる人、その子を必要とする人が必ずいるとの指導を徹底する。子どものどんなサインも見逃さないようコミュニケーションを図る。いじめ発生時には、子ども、保護者に学校がとる解決策を伝える。
- ・ 教育委員会は、いじめを放置・助長等した教員に懲戒処分を適用する。

- ・ 学校は、いじめがあった場合、個々の教員のみ委ねるのではなく、対応チームを作り学校として解決に当たる。生徒間での話し合いも実施する。教員もクラスマネジメントを見直し一人一人の子どもとの人間関係を築きなおす。教育委員会もサポートチームを結成し、学校を支援する。
- ・ 学校は、いじめがあった場合、それを隠すことなく、必ず、学校評議委員等や保護者に報告し、家庭や地域と一体となって解決に取り組む。問題は小さなうちに芽を摘み、悪化するのを未然に防ぐ。
- ・ 保護者は、子どもにしっかりと向き合い、ほめる、励ます、叱るなど、親としての責任を果たす。地域の人たち等も子どもたちに声をかけ、子どもの表情や変化を見逃さず、気づいた点を学校に知らせるなどサポートを積極的に行う。

2 いじめが生じる原因・背景にかかわる課題

いじめを生む素地となるような環境を改善するため、いじめが生じる原因・背景にまでさかのぼって課題を把握した上で、必要な検討を行う必要がある。

いじめの原因・背景については種々の議論があり、また個々のケースごとに異なるところも大きい。学校・家庭・地域社会のそれぞれに要因が存在しており、それぞれが相互に関連しているものと考えられる。

例えば、いじめが起こる原因については、子ども自身の側の問題から見れば、他人を傷つける行為に対する意識の希薄さや規範意識の欠如、対人関係能力の低下や表面的な人間関係、異質者を排除しようとする同質志向の存在、様々なストレスの問題などが指摘されている。

一方で、これらの問題は、学校における指導の在り方の問題や、家庭・地域の教育力の問題等と表裏をなすものでもあり、学校、家庭、地域社会のそれぞれにおける以下のような要因と密接に関連しているものと考えられる。

【 学校における課題 】

- ・ 学校においては、子どもたちの多様な実態に必ずしも対応しきれておらず、子どもたち一人一人が、自己存在感を得られる学校づくりが、十分実現できていないのではないか。そのような中であって、「いじめは絶対に許されない」という意識を徹底する指導も、真に子どもたちの心にまで届いていない面があるのではないか。

【 家庭における課題 】

- ・ 家庭においては、核家族化や共稼ぎの増加等を背景に、子育てに不安を抱える親が多くなるとともに、子どもと話す機会や家族のふれあいの時間が不足しており、子供にとって、家庭が真の安らぎの場、精神的な支えの場になっていない状況もあるのではないか。さらに、社会の価値観が多様化する中であって、家庭において、思いやりの心や自己抑制力、自立心等の生活態度に関わるしつけ・指導が十分になされていないのではないか。

【 地域社会における課題 】

- ・ 少子化、都市化の進展に伴う地域社会の変容に伴い、地域においては、異年齢者との交流や、地域で子ども同士が遊ぶ機会、生活体験、社会体験、自然体験等の機会が少なくなっているのではないか。

V. 今後の対応方針

上に見たような規範意識の欠如の問題をはじめ、いじめの背景となっている現在の子どもの状況は、そのまま社会全体の状況とも重なるものであり、子どもたちの間にあるいじめは、大人社会の風潮そのものを反映したものとも言うことができる。その意味において、いじめの問題の根本的な解決のためには、社会全体における問題の解決に待つところも大きい。

しかしながら、そうであればこそ、いま重要なのは、大人たち一人一人が、これらのことを自らの問題として受け止め、それぞれの持ち場において真摯に対応していくことではないだろうか。全ての大人たちが、未来ある子どもたちを守り育てる責任において、目の前の子どもの抱える課題に正面から向き合い、その解決に努力していくことが求められる。

国、教育委員会等においては、関係各者への支援を充実し、学校、家庭、地域社会におけるより一層の取組を促していく必要がある。また、学校・教育委員会等においても、家庭・地域社会との連携を図りつつ、いじめ防止等のために一丸となって取り組んでいく必要があると考える。

このような認識の下、文部科学省においては、今後、以下の取組を重点的に推進していく。

いじめ・自殺に関する実態の把握

- ◇ 調査方法の見直しときめ細かな実態把握

いじめ・自殺の防止等に向けた取組

《いじめの解決に向けた学校・教育委員会の活動の促進》

- ◇ 子どもの悩み・苦しみ等を受け止める体制の整備
- ◇ いじめのサインを見逃さない・いじめを許さない教職員の取組の支援
- ◇ 学校・教育委員会における問題抱え込みの排除
- ◇ いじめ防止等のための多様な教育活動の展開
- ◇ メール、ネット等を利用した新しい形のいじめへの対応

《子どもたちの健やかな育ちを支える学校・家庭・地域の取組の支援》

- ◇ 「わかる授業」の推進、いきいきとした学校生活の実現
- ◇ 親子の温かい人間関係を基盤とした家庭の教育力の向上等
- ◇ 地域における子どもたちの多様な活動の場の整備

1 いじめ・自殺に関する実態の把握

いじめ・自殺に対する取組を進めていく上で、まずは、いじめ・自殺についての適切な実態把握が必要となる。

◇ 調査方法の見直しときめ細かな実態把握

〔 課題認識 〕

- いじめは外からは見えにくいものであり、積極的に把握しようとしなければ、その実態を十分に把握することはできない。
- 現行のいじめに関する調査では、学校が把握したもののみをもって「発生件数」としているが、その調査結果は、いじめの現状に関し一般の人々が感じている実感にそぐわないものとなっている。また、「いじめ」の定義の当てはめによっては、本来、問題とすべきケースであっても、「いじめ」として捕捉できないことも生じ得る。
- 文部科学省による現行の自殺に関する調査は、学校が保護者等からの情報により把握したものを集計しており、自殺の件数について、警察庁の調査結果との間の乖離が大きい。また、自殺の理由について、主たる理由1つのみについて記入させる方式としているため、自殺した児童生徒がいじめを受けていたとしても、当該いじめが自殺の主たる理由であるとまで断定できない限り、調査上には、自殺といじめとの関連が表れない。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- 現在のいじめ・自殺の調査は、必ずしも実態を表しておらず、見直しが必要である。調査方法を早急に見直し、より正確な実態把握を行う。
- いじめの問題については、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となる。

〔 対応策 〕

→ 調査方法の見直し等

「いじめ」の定義、自殺の理由の把握など、いじめ・自殺に関する調査の方法を早急に見直しの上、調査を実施する。いじめに関する調査については、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことを、より明確に示すことにより、自殺に関する調査については、警察庁との連携や調査方法の工夫により、正確な把握に努める。

【平成18年度分の調査から実施】

→ 学校における早期発見の取組の促進

児童生徒を対象としたアンケートの実施など、把握方法を工夫しつつ、すべての学校現場においていじめの早期発見・早期対応に努めるよう、各学校・教育委員会等の取組を指導する。併せて、いじめの把握のための様々な方法等の事例について情報提供を行う。

2 いじめ・自殺の防止等に向けた取組

(1) いじめ解決に向けた学校・教育委員会の活動の促進

一連の事件等から提示される課題、有識者会議等からの提言を踏まえ、いじめ解決に向けた学校・教育委員会の活動の促進を図るよう、文部科学省においては、以下の取組を重点的に推進する。

① 子どもの悩み・苦しみ等を受け止める体制の整備

〔 課題認識 〕

- いじめは見えにくく、また、いじめられる子どもにもプライドがあり、親等に心配をかけたくないといった優しさもある。
- いじめを教職員に告げることによって、さらに自分へのいじめが深刻化するとおそれている児童生徒も少なくない。
- これらの子どもは、悩み・苦しみ等を抱えていながら、大人には相談しなかったり、誰にも相談できず一人で問題を抱え込んでいる状況にある。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- 子どもたちが、いつでも気軽に悩みを相談したり、大人と話をしたり、一緒に活動したりする体制の整備を図る。
- 学校は、いじめられている子どもに対し、最後まで守り通すことを伝えるとともに、いじめられていることを、胸の中に止めて悩み抜いたりせず、必ず誰かに相談するよう、積極的に呼びかける。
- 大人社会に対しても、日頃から、子どものサインを見逃さず、子どもの悩み・苦しみを受け止めるよう、広く呼びかけを行ってとともに、保護者等が相談できる相談窓口の充実を図る。

〔 対応策 〕

→ 教育相談窓口等の充実

各都道府県・指定都市が行っている電話による教育相談の相談体制を夜間・休日まで拡充するとともに、全国統一ダイヤルを設置する。また、民間の相談機関による電話相談等の活動を支援する。さらに、これらの相談窓口を紹介する紹介カードを作成配布して、その周知を図る。

→ スクールカウンセラー等の拡充

平成18年度においては、いじめ・自殺問題に対する緊急措置として、スクールカウンセラー及び子どもと親の相談員の配置を拡充し、全国の学校において集中的な相談活動を実施する。また、緊急措置終了後の平成19年度においては、問題発生時に関係校へ派遣する緊急支援型のスクールカウンセラーの配置を進める。

→ 学校内で、子どもが様々な大人と接する機会の拡充

保健室の機能の充実のための養護教諭の複数配置等のほか、教室外の様々な場所に教員以外の大人と気軽に話ができるような環境を整備し児童生徒の「こころの居場所」づくりを進める先進的な取組に関する情報提供等を行う。また、大学生・大学院生など児童生徒に比較的年齢に近い者が、メンタル・フレンドとして児童生徒の相談等に応じるなどの活動を促進する。

② いじめのサインを見逃さない・いじめを許さない教職員の取組の支援

〔 課題認識 〕

- 一連のいじめ・自殺の事件の中には、教職員がいじめの訴えを受けながら、その深刻さを十分認識せず、断片的な指導のみで対応しているうちに、最悪の事態に至ったケースがあった。
- また、子どもを守るべき立場にある教員の言動が、生徒間の「からかい」や「冷やかし」につながる要因となった可能性のあるケースもあった。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う必要がある。
- 教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力を持つことに十分留意する必要がある、いやしくも、教師自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがあってはならない。

〔 対応策 〕

→ いじめ解決に取り組む教職員の支援

いじめの早期発見・早期対応を図るための日常的な取組、実際にいじめが起こったときの対応など、いじめ解決に向けた取組の好事例の情報を提供する。

→ 教職員研修の充実

各教育委員会が行う教職員研修や学校における活動に際し中核的・指導的な役割を果たせる人材を育成する観点から、国レベルで行う研修において、いじめの問題の特性、グループにおける人間関係、いじめの兆候として子どもが示すサイン、具体的な指導方法、問題発生時の危機管理等に関する研修内容の充実を図る。
(生徒指導担当教員・指導主事、養護教諭、管理職)

③ 学校・教育委員会における問題抱え込みの排除

〔 課題認識 〕

- 今回のいじめ・自殺の事件の中には、いじめの問題への対応が、学級担任等の個別の教員のみ任せられ、学校全体としての組織的な対応がなされていないケースや、家庭に対し必要な情報提供がなされなかったために、保護者等と連携による適切な対応ができなかったケースが見られた。
- さらに、自殺という最悪の事態に陥った後においても、学校及び市町村教育委員会における調査の方針が明確でなく、迅速な事実解明や適切な情報公開がなされなかったために、教育行政に対する信頼を著しく損なったケースがあった。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- いじめの問題については、一人の教員が抱え込んだり、学校のみで解決することに固執してはならない。

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する必要がある。
- いじめの問題に関しては、日頃から保護者や地域の代表者との連絡・意見交換を緊密に行うとともに、いじめを把握した場合には、速やかに保護者等に報告し、適切な連携を図る。

〔 対応策 〕

→ 開かれた学校づくりの推進

学校の説明責任として、いじめに関する指導・対応方針等について、あらかじめ保護者や地域住民に説明し、理解を得るよう努めること、学校評価の中でいじめへの対応を取り上げること、いじめ発生時には速やかに保護者等に報告し連携して対処すること、いじめられる子どもの立場に立って対応し、場合によっては転校等の弾力的な措置も可能である旨を伝えること、正確な情報提供により保護者や地域住民の信頼を確保すること等について、学校・教育委員会への指導を行い、取組の促進を図る。

→ チームによる対応等の推進

いじめられる子どものケアといじめる子どもへの指導、さらにそれらの背景にある問題等への適切な対応を図るため、校内の教職員による対応チームや、教育委員会内部の関係職員、教育委員会と外部の関係機関による学校支援チームを編成し、問題の解決に当たるよう、各学校・教育委員会の取組を促進する。

その他、福祉系の専門的な人材による支援や、人権擁護機関等の第三者機関との連携など、関係者・関係機関との連携に関する取組についての情報提供等を推進する。

④ いじめ防止等のための多様な教育活動の展開

〔 課題認識 〕

- 信頼、思いやりや相手の痛みを感じる心、正義感、いじめは卑怯な行為であることの認識などを学校内に行き渡らせる指導が、いまだ十分浸透していない。
- 社会の変化に伴い、子どもたちが、多様な人間関係の中で社会性や人間関係能力を身につける機会が減少している。
- 学校現場において、いじめる子どもへの対応が曖昧にされる場合がある。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- 「いじめは人間として絶対に許されない」こと、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も同様であることを、一人一人の児童生徒に徹底する。
- 学校の教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや生きることの素晴らしさや喜び等について理解させる指導の充実を図る。また、他者と関わり合う力を高め、望ましい人間関係を育成する教育の推進を図る。

〔 対応策 〕

→ 心の教育の充実

各学校・地域等における先進的な取組の支援とその成果の普及等を通じ、道徳教育、生徒指導、人権教育等の取組や、学校における様々な体験活動・奉仕活動等を推進し、豊かな心や社会性、規範意識等をはぐくむ指導の充実を図る。

その他、いじめ解決に向け児童生徒自身が考え、話し合い、主体的に取り組む教育実践や、学級経営の改善の取組など、様々な取組事例についての情報提供を進める。

→ **いじめる子どもに対する毅然とした対応の促進**

出席停止制度等の適切な運用も含め、学校における懲戒基準や問題行動への対応方針を明確化し、公表するなどにより、いじめる子どもに対し毅然とした対応を図る取組の普及・促進を図る。

⑤ メール・ネット等を利用した新しい形のいじめへの対応

〔 課題認識 〕

- メールやインターネット等の使用により、匿名による嫌がらせメールを集中的に送ったり、掲示板への書き込みをしたり、携帯電話機のカメラでいじめの場面を撮影してネット上に公開するなど、従来なかった形での深刻ないじめが生じている。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- メール・ネット等を利用したいじめの問題を含め、いわゆる情報化の「影」の部分への対応を図るため、従前より、指導資料の作成や教員研修の実施等を通じ、学校における情報モラル教育の推進を図ってきたが、さらに、ネットいじめ等に潜む問題の重大性等を認識させ、望ましい情報モラルの涵養を図る観点から、より一層の取組の充実を図る。

〔 対応策 〕

→ **情報モラル等の指導事例等を紹介するWebサイトの作成等**

ネット上の掲示板やブログ等による中傷などに関する指導も含め、情報モラル等に関する指導事例等を取りまとめるとともに、Webサイトを作成して当該事例等を広く紹介する。また、教員等を対象としたフォーラムを開催し、情報モラル等の指導手法の普及を図る。さらに、携帯電話によるネットいじめの危険性等について解説した子ども向けのリーフレットを配布し、指導の充実に資する。

(2) 子どもの健やかな育ちを支える学校・家庭・地域の活動の支援

いじめを生む素地となる環境の改善を図り、豊かな人間性を育んでいく上での大前提として、学校、家庭、地域のそれぞれの場において、子どもたちが、いきいきと、楽しく過ごすことができる環境を整備していくことが重要である。

このため、学校、家庭、地域のそれぞれにおいて、それぞれ以下の取組を推進するとともに、学校、家庭、地域の連携を促進していく。

① わかる授業」の推進、いきいきとした学校生活の実現

〔課題認識〕

- 学校においては、子どもたちの多様な実態に必ずしも対応しきれておらず、子どもたち一人一人が自らを輝かせることのできる学校づくりが、十分実現できていない。

〔課題解決に向けた視点〕

- 学校生活で最も大きな部分を占める授業の時間が、子どもたちにとって、楽しく、充実したものとなるよう、個々の児童生徒の習熟度等にも配慮しつつ、すべての児童生徒が積極的に参加できる、楽しくわかりやすい授業を工夫するなど、授業の改善を進める必要がある。
- 学校生活の様々な場面で、児童生徒がそれぞれの個性を発揮しながら、充実した毎日を送ることのできるよう、一人一人が輝く学校づくりに努める必要がある。

〔対応策〕

→ 「わかる授業」の推進

学力・学習状況に関する適切な実態把握、個に応じたきめ細かな指導の充実、教員の資質向上等を通じ、「わかる授業」実現のための授業改善を促進する。

→ いきいきとした学校生活の実現

学級（ホームルーム）活動や児童会・生徒会活動、様々な学校行事等の活動を通じ、子どもたち一人一人が自己存在感を持つことのできる学校づくりを進める観点から、各学校の取組を促進する。また、豊かな学校生活を体験し、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を形成する場としての部活動の充実を図る。

② 親子の温かい人間関係を基盤とした家庭の教育力の向上等

〔課題認識〕

- 近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されており、親たちの中には、子育て・しつけに不安や悩みを抱えている者も多い。

〔課題解決に向けた視点〕

- いじめる子どもには、その背景に、家庭内の問題等によるストレスがあるケースも少なくないと言われている。また、いじめられる子どもたちが抱える心の負担・悩みを受け止め、子どもが示す心のサインを見逃さないためにも、子どもと親・家族とのふれあいを深め、子どもたちにとっての真の安らぎの場となる家庭を築いていくことが重要。
- 思いやりや他者の痛みが分かる心、善悪の判断、弱い者を助ける勇気、正義感など、人間として備えるべき基本的な倫理観や生活態度等を身につけさせる上では、家庭の役割・責任が大きいことを踏まえ、子育て・家庭教育への支援を充実させていくことが必要である。

〔 対応策 〕

→ 家族のふれあいを促進するための取組の推進

子どもへの読み聞かせや、家族で参加できる地域活動の促進など、子どもと親・家族がふれあい、親が子どもをきちんと見つめる環境をつくっていく。

→ 子育て・家庭教育に対する支援の充実

子育て・家庭教育への支援について、訪問型の支援や、関係団体との連携、携帯電話・パソコンなどのITの活用により、子育てに無関心な親、孤立しがちな親や学ぶ余裕がない親などへのきめ細かな支援を強化する。

③ 地域における子どもたちの多様な活動の場の整備

〔 課題認識 〕

- 少子化や都市化、地域における地縁的なつながりの希薄化などが進展する中、子どもたちの安全・安心な遊び場が不足するとともに、異年齢の友だちや地域の人々とかかわり、様々な体験をする機会が減少し、地域の教育力の低下が指摘されている。

〔 課題解決に向けた視点 〕

- 学校外における安全・安心な居場所を確保することが必要である。
- 異年齢の子どもや異世代の地域の人々とかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、地域で子どもを育てる環境を整備する必要がある。

〔 対応策 〕

→ 放課後子どもプランの推進

放課後や週末等に、小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、様々な体験・交流活動や学習活動等の取組を推進。

【 厚生労働省と連携した総合的な放課後対策として実施 】

→ 地域の教育力再生

地域の教育力の再生を図るため、ボランティア活動や地域の様々な課題を解決するための取組を通じて「学びあい、支えあう」地域の絆づくりを推進する。また、総合型地域スポーツクラブの育成・支援や青少年の体験活動等の推進、地域人材の活用による文化芸術活動の支援など、地域に根ざした多様な活動のための環境整備を推進する。さらに、地域の大人が学校を支援する活動などを通じて、地域の連帯感の形成等を促進するための調査研究を進める。

※ さらに、学校・家庭・地域の間における日頃からの行動連携を通じ、相互のネットワーク形成を促進する。

VI. おわりに

子どもを守り育てる体制づくり推進本部においては、以上のとおり、いじめ・自殺問題に関し、文部科学省が今後推進すべき取組を取りまとめた。

推進本部では、今回の中間まとめの後、各学校・教育委員会等からの意見や、教育再生会議における審議の動向なども踏まえながら、文部科学省が取り組むべき課題について、さらなる精査を行っていく予定である。同時に、文部科学省としては、今回取りまとめた取組については、すみやかに、これを実行していくこととしたい。

一連の事件が続く中、最近におけるいじめ・自殺問題の深刻化の一因として、教育現場において過去の事件への反省が忘れられ、これに対する意識が希薄になっていた面があったのではないかとの指摘があった。

いじめ・自殺問題は、現在、大きな社会問題として注目を浴び、関係各者の意識・関心も高まりを見せているところであるが、学校・教育委員会等におかれては、こうした意識を一過性のものに終わらせることなく、社会全体の理解と協力を求めながら、地道に粘り強く取組を進めていっていただきたい。

今回の取りまとめは、文部科学省として、改めてこの問題に対し全力で取り組む決意を示すものである。今回の取りまとめを新たな始まりとして、未来ある子どもたちのために、より一層の施策の推進に努めていきたい。